

職員の懲戒処分について

令和 8 年 9 月 30 日付で、職員の懲戒処分を行ったので、鹿島地方事務組合職員の懲戒処分等に係る公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 懲戒処分の事案の概要

当該職員は、令和 8 年 7 月 13 日、午後 9 時頃から 11 時頃まで神栖市平泉東地内で飲食をし、その後、鹿嶋市宮中五丁目地内へ移動し、翌 7 月 14 日、午前 1 時頃まで飲食した。その後、自車にて寝てしまい、午前 6 時 30 分頃に目が覚め、鹿嶋市宮中地内市道を自車にて走行中、警察車両から停車命令を受け、呼気検査を実施し、呼気アルコール濃度 0.28mg/l、酒気帯び運転で検挙されたもの。

当該職員は、令和 8 年 9 月 2 日付けで運転免許取消処分を受け、また、麻生簡易裁判所から罰金 300,000 円の略式命令を受けている。

2 被処分者

鹿嶋消防署 消防副士長 27 歳 男性

3 懲戒処分の種類及び内容

停職（6 ヲ月）

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号該当

4 懲戒処分年月日

令和 8 年 9 月 30 日

5 消防長のコメント

飲酒運転という断じて許されない行為により、職員が懲戒処分を受けたことについて、任命権者として痛恨の極みであり、皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

『飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない』という強い意識が、組織全体に浸透していなかったことの表れであり、管理監督責任の重さを痛感しております。今後は、個人の問題にとどめず、組織の根幹に関わる問題として厳正に対処するとともに、再発防止に向けた抜本的な対策を講じてまいります。